

意見募集案件	ごみの分別区分・収集日等の変更(案)について
担当課	市民環境部環境課 電話 011-372-3311 内 4103

意見募集期間	令和3年11月15日(月) から 令和3年12月14日(火) まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(環境課 4階18番窓口)及び各出張所 ◇エルフィンパーク市民サービスコーナー、図書館(本館)、東記念館 ◇北広島団地住民センター、ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島 11月15日号(概要のみ)
意見の提出方法 ・提出先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書面(様式自由)による提出</li> <li>・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか</li> <li>・意見提出者は、住所・氏名・電話番号・対象案件を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)</li> </ul> <p>市民環境部環境課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-6188 電子メールアドレス: <a href="mailto:kankyo@city.kitahiroshima.lg.jp">kankyo@city.kitahiroshima.lg.jp</a></p>
検討結果の公表 予定時期	令和4年1月頃 ※提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページで公表します。
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 意見募集案件の趣旨、目的、理由</p> <p>令和6年4月から北広島市・千歳市・長沼町・南幌町・由仁町・栗山町の2市4町で構成される道央廃棄物処理組合によるごみの焼却処理が開始される予定です。</p> <p>これに伴い、本市では、可燃ごみ・不燃ごみ等のごみの分別区分等を変更するとともに、ごみステーション等の新たな収集体制の構築を行う予定です。</p> <p>(2) 意見募集案件の骨子(概要)</p> <p>別紙「ごみ処理広域化に対応した分別区分・収集日等の変更(案)」のとおり</p> <p>(3) 根拠となる法令等</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>(4) 市民生活への影響(検討の論点等)</p> <p>焼却処理の開始に伴うごみの分別区分や収集日等の変更を行い、効率的な収集運搬体制の確立を目指します。</p>
対象となる政策等 の原案	別紙「ごみ処理広域化に対応した分別区分・収集日等の変更(案)」のとおり
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント後のスケジュール</li> </ul> <p>寄せられた意見を参考に収集運搬体制を構築します。</p>